

横浜地域調達情報

令和6年9月10日公表 調達番号:横24190号

件名:USBメモリー等の購入【概算総価】(金沢警察署)

見積書提出期限:令和6年9月19日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						令和6年10月1日 ～ 令和7年3月31日	金沢警察署 1階 会計課 (横浜市金沢区泥亀2-10-1)

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 2 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 3 見積金額は、税抜き単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨てた金額)を記載すること。
- 5 その他の詳細は、別紙2「仕様書」のとおり。

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	USBメモリー	不問	8GB	—	160	個
2	USBメモリー	不問	32GB	—	3	個
3	USBメモリー	不問	64GB	—	1	個
4	SDHCカード	不問	8GB	—	12	個
5	MicroSDHCカード	不問	8GB	—	12	個
6	インクカートリッジ	EPSON	ICBK80	否	18	個
7	インクカートリッジ	EPSON	ICC80	否	9	個
8	インクカートリッジ	EPSON	ICM80	否	10	個
9	インクカートリッジ	EPSON	ICY80	否	9	個
10	インクカートリッジ	EPSON	ICLC80	否	12	個
11	インクカートリッジ	EPSON	ICLM80	否	9	個
12	インクボトル	EPSON	KEN-MB-L	否	26	個
13	インクボトル	EPSON	TAK-PB-L	否	32	個
14	インクボトル	EPSON	TAK-C-L	否	33	個
15	インクボトル	EPSON	TAK-M-L	否	34	個
16	インクボトル	EPSON	TAK-Y-L	否	27	個
17	メンテナンスボックス	EPSON	EPMB1	否	14	個
18	印画紙	キャノン	SD-201L400 L判 400枚入り	否	94	箱

仕様書

- 1 件名
USB メモリー等の購入【概算総価】
- 2 契約期間
令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 契約方法
単価契約（税込）とする。
契約単価は、見積書の記載単価（税抜）に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とし、1 円未満の端数が生じる場合には、小数点第 5 位以下を切り捨てた後の金額とする。
- 4 品目及び規格
別紙 1 のとおり
※ 数量は、過去の実績等から積算したもので、実際の購入数量については、増減の可能性がある。
- 5 納入場所
神奈川県金沢警察署（横浜市金沢区泥亀 2-10-1） 1 階 会計課
- 6 発注及び納入方法
 - (1) 注文は月 1～2 回程度を予定し、随時 F A X により行うので、発注日の翌日から起算して 10 日以内に納品すること。また納品は平日の午前 8 時 30 分から、午後 5 時までとすること。
ただし、納入最終日が「神奈川県の休日に定める条例」に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。
 - (2) 納入の都度、納品書を提出することとし、下記の事項を記載すること。
 - ・納品者の表示（所在地及び法人名等）
 - ・納品先の表示（神奈川県金沢警察署長）
 - ・納品年月日
 - ・納品場所（神奈川県金沢警察署）
 - ・納品する品の品名、数量、単価、金額
 - (3) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2（4）に規定する「低公害車」をいう。）を使用し、エコドライブ（同指針 2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
- 7 代金の請求
代金の請求は、1 か月分をとりまとめ、翌月に発注者（金沢警察署長）あての請求書を提出することにより行う。
なお、請求金額に 1 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
- 8 その他
契約品目が製造中止等の理由で納品できない場合は、事前に書面をもって申請し、了解を得た上で同等品を納品すること。

9 契約条件の同意

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなします。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等をやむを得ないと認められる場合又は発注者側の都合による場合を除き、履行期限の翌日から起算して遅滞日数 1 日につき契約締結日の神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号） 第 33 条第 1 項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）を乗じて計算した違約金を徴することになります。
- (4) 県への物品を販売する場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表します。
 - (1) 及び(2)に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>)を参照してください。